

石 総 務 第 5 1 号
平成 27 年 5 月 22 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長 向田 直範 様

石狩市長 田岡 克介

避難行動要支援者情報の外部機関への事前提供について（諮問）

標記の件について、個人情報保護条例第 10 条第 5 号の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 個人情報の内容

1) 対象者 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者（避難行動要支援者）

2) 情報内容 氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所又は居所、避難支援を必要とする事由（要介護、障害等の程度）

2 情報の提供先 石狩北部地区消防事務組合、各町内会長及び自治会長

〒061-3292
石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2
石狩市総務部総務課
危機管理担当課長 佐藤祐典
TEL 0133-72-3190 / FAX 0133-75-2275
E-mail: kiki@city.ishikari.hokkaido.jp

平成27年5月22日

石狩市長 田岡克介様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向田直範

平成27年5月22日付石総務第51号をもって諮問のありました、避難行動要支援者情報の外部機関への事前提供について、審査した結果、審査会として、石狩北部地区消防事務組合への提供については認めることとします。各町内会長及び自治会長への提供についてはこれは認めないこととします。

（付帯意見）各町内会長及び自治会長への提供については、市議会での議論に委ねるのが妥当であるものと考えます。